

(仮称) 長久手市自治基本条例検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 市民主体のまちづくりを目指し、まちづくりの理念や原則などの基本的なルールを定める(仮称)長久手市自治基本条例(以下「条例」という。)を制定するにあたり、広く市民の意見や考えを反映することを目的として、(仮称)長久手市自治基本条例検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市民及び市職員の立場から、条例に規定する事項、内容等について検討した結果を骨子案としてまとめ、市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 自治会連合会長及び区長
- (2) 公募による市民
- (3) 市職員のうち、市長が指名する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行日から条例の公布の日までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、事務局が招集する。

2 委員会の円滑な運営を図るため、会議の進行役を置くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、市長公室経営企画課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月14日から施行する。